

# 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づくショートニングの日本農林規格の改正について

下記のとおり、ショートニングの日本農林規格（平成 3 年 8 月 1 日農林水産省告示第 989 号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

## 記

- 1 件名  
ショートニングの日本農林規格の改正
- 2 対象品目  
ショートニング
- 3 趣旨及び目的  
ショートニングの日本農林規格について、現在の製造・流通の実情等を踏まえ、以下の改正を行う。  
「水分（揮発分を含む。）の測定方法」及び「酸価の測定方法」の変更
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1  
TEL (03) 6744-7139  
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限  
掲載から 60 日後